

令和元年度ニホンジカ生息状況調査委託業務仕様書

1 業務目的

ニホンジカは、1980年代以降、個体数増加による農林業被害が深刻化しており、平成24年度末現在における個体数は249万頭（北海道を除く）と推定され、農作物被害だけで年間75億円以上の被害が発生している。

一方、本県におけるニホンジカは、明治期以降、捕獲圧等の理由から一旦地域絶滅したが、近年、県南地域を中心に目撃が増加しており、ニホンジカの個体数増大及び被害発生が懸念されている。

そこで、本県の主要な地域においてニホンジカの生息状況等を調査することにより、状況に応じた適切な対策を講じるための基礎資料とするものである。

2 業務の内容

(1) 実施地域

県内全地域対象（ただし、調査箇所は発注者と受注者との協議により決定する）

(2) 業務実施期間

契約の日から令和2年3月20日まで

(3) 糞塊調査

5kmメッシュ30箇所において、糞塊法を実施するとともに、侵入・移動ルートを推定する。

①調査場所及びルートの設定

昨年度までのデータ比較を行う必要があることから、昨年度同様の地域に加えて、これまでのニホンジカ目撃情報を参考に地域を設定する。

調査ルートは、現地確認の上、尾根などの地形からルートが判別しやすいように設定する。

②調査の実施

調査の実施時期は、糞の分解率が下がる秋の落葉期からとする。

調査ルートの左右1m（計2m）の範囲内を調査範囲とし、その中で歩きながら確認できるニホンジカの糞を調査対象とする。

参考情報として糞の粒数、新鮮度を記録する。粒数は糞の形状や新鮮度から1回の排泄であると判断される糞粒の集まりを糞塊とし、10粒未満、10粒以上で区分して記録する。また、カモシカが生息する地域では、200粒以上の糞塊も区別して記録する。

(4) ライトセンサス調査

調査は、スポットライトセンサスにより実施するものとする。

①調査場所及びルートの設定

昨年度までのデータ比較を行う必要があることから、昨年度同様の地域に加えて、これまでのニホンジカ目撃情報を参考に地域を設定する。

調査ルートは、ニホンジカの生息が推定される林道等を6路線以上選定し、調査延長距離は、1路線当たり概ね15km程度とする。

②調査の実施

ニホンジカを発見した際には、頭数、発見位置、時間等を記録するとともに、肉眼又は双眼鏡を用いて可能な限り雌雄の別、年齢について識別するものとする。

(5) 咆哮調査【令和元年度より新規】

本県における定着の可能性のあるニホンジカの生息状況を把握するために、録音機を用いたニホンジカの鳴き声を調査する。

①調査の実施

ニホンジカの繁殖期に実施する。具体的な時期は発注者と受注者が協議の上決定する。

②データ解析

回収した録音データは、音声解析ソフトを用いてシカの鳴き声を抽出し、鳴き声が録音された場所や時間、鳴き声のパターン等について取りまとめる。

(6) 出猟カレンダー作成【令和元年度より新規】

①作成方法

県内狩猟者に対してわなの延べ設置台日数、銃猟の延べ出猟人日数、捕獲数、目撃数などの聞き取り項目の整理、アンケート様式作成、実施計画表、運用方法、分析方法を明記したマニュアルの作成をする。

また、可能な限りデータ収集を行う。

(7) 生息数の推計

上記各種調査データを使用し県内のニホンジカの生息数を推計する。

3 企画提案する内容

上記「2 業務の内容」に基づき、以下の事項については提案すること。
なお、各事項の提案理由についても記載すること。

(1) 糞塊調査及びライトセンサス調査（参考資料：H30年度調査対象地）

実施地域および期間、回数

(2) 咆哮調査

①調査概要、解析手法

②実績地域および期間、録音装置設置台数

(3) 出猟カレンダー

①調査概要、解析手法

②マニュアルおよび調査様式

(4) 生息数推計

データの解析手法

4 成果品の提出

(1) 提出期限 令和2年3月20日（金）

(2) 成果品

①報告書1部（現地調査写真一式含む）（A4縦版）

②①の電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

(3) 提出場所 青森県環境生活部自然保護課

5 著作権等の扱い

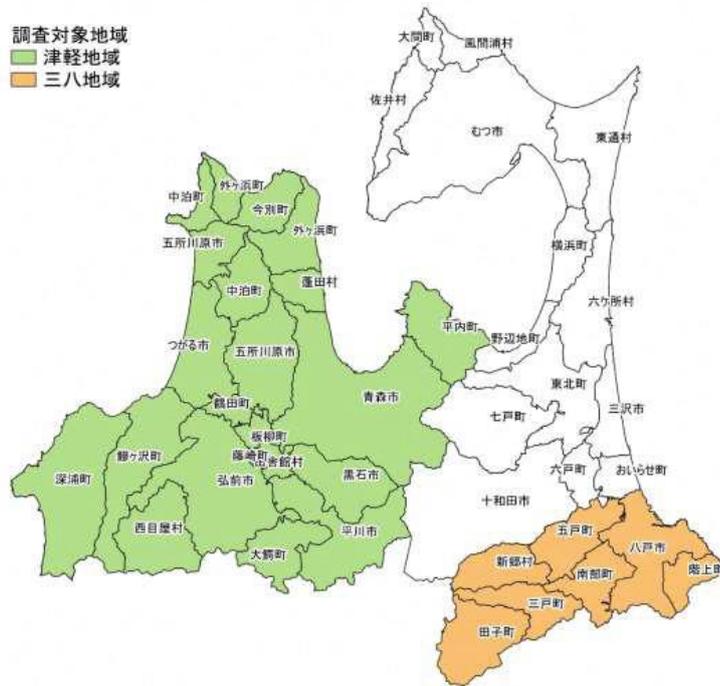
- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「所有権等」という。）は、青森県が保有するものとする。
- (2) 成果品に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6 その他

- (1) 受注者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (2) 契約期間中において受注者は、発注者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。
- (3) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(参考資料)

1 : H30年度 糞塊調査地



2 : H30年度 ライトセンサス調査地

